

訪問看護サービス重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生省令第 37 号（厚生労働省令第 79 号改正）第 8 条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人山口会
所在地	高知県高知市葛島 1－9－50
法人種別	医療法人
代表者名	山口 龍彦
電話番号	088－882－6205

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションこうせい
指定番号	高知県 第3970102939号
所在地	高知県高知市葛島 2－5－11
管理者名	吉川 よしか
電話番号	088－885－6714

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医（かかりつけ医）が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- （1）訪問看護ステーションこうせい（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復に必要なケアの提供、また必要な終末期ケアの提供をします。
- （2）事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- （3）事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう事業体制の整備に努めます。

4. ご利用事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	計
管理者	1 名		1 名
看護師	4 名	1 名	5 名
事務員	1 名		1 名

5. 営業時間（訪問看護提供時間）

平日（月～金）営業時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
休業日	土曜・日曜日・年末年始（12 月 30 日午後～1 月 3 日）

* ただし、上記の営業日時間外および休業日でも常時連絡・対応が可能な体制をとっています。

6. 訪問看護サービスの内容

1) 訪問看護として提供する基本内容

- ・ 身体状況や病状の観察と療養指導
- ・ 栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・ 機能訓練などのリハビリテーション
- ・ 認知症の方の看護とご家族への相談・支援
- ・ ターミナルケア
- ・ 介護相談・指導・精神的支援などご家族への支援
- ・ 福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・ 医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理（主治医の指示がある場合）

7. サービスの提供地域

通常の営業地区	高知市・南国市・香南市・香美市
---------	-----------------

8. サービスの利用料及び利用者負担

（1）利用者負担

公的介護保険の場合は、原則として利用料の 1 割負担となりますが、所得に応じて自己負担割合は、2 割から 3 割の場合もあります。

ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払いの方法をご利用の場合はお申し出下さい。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については全額自己負担となります。

◆利用月の利用金の算出法

1 回の利用料 × 自己負担割合 × 訪問回数 + 下記該当加算 = 当月利用料

◆利用料金

訪問看護サービス時間	1 回の利用料 × 自己負担割合	備考
20 分未満	314 円	予防 303 円
30 分未満	471 円	予防 451 円
30 分以上 1 時間未満	823 円	予防 794 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 円	予防 1,090 円
医療保険（後期高齢者・健康保険）	該当保険の自己負担割合分	

* 利用料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）で定められた時間を基準とします。

◆加算料金

訪問看護サービス時間	加算	備考
早朝（午後 6 時～午前 8 時）	25%加算	
夜間（午後 6 時～午後 10 時）	25%加算	
深夜（午後 10 時～午前 6 時）	50%加算	
複数名訪問看護加算（30 分未満）	254 円/1 回	サービス提供時間
複数名訪問看護加算（30 分以上）	402 円/1 回	サービス提供時間
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 円/月	同意、契約書による
特別管理加算（Ⅰ）	500 円/月	該当利用者のみ
特別管理加算（Ⅱ）	250 円/月	該当利用者のみ
初回加算（Ⅱ）	300 円/1 回	特別管理加算者のみ
ターミナルケア加算	2,500 円/該当月	介護予防では該当しない

（２） 交通費

別途交通費は頂いておりません。

（３） 支払い方法

毎月中旬頃に、担当訪問看護師が前月分を請求いたします。

- ① 現金払い 担当訪問看護師にお支払いください
- ② 口座振り込み 当事業所の指定口座へ利用者ご本人様のお名前にてお振込みをお願い致します。また、お振込み手数料はご負担願います。

９． キャンセルについて

ご利用者の都合により予定されていたサービスの利用をキャンセル（中止）する場合は、速やかにサービス利用時間の 24 時間前までに当事業所までご連絡ください。

１０． 緊急時の対応方法

１） 夜間・休日及び緊急時の連絡体制について

ご利用者様の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関へ連絡し医師の指示に従います。

【夜間・休日及び緊急時の連絡先】

訪問看護ステーションこうせい

０８８－８８５－６７１４

２） 事故発生時

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際して採った

処置を記録します。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、事業所の責に帰するべからざる事由による場合は、この限りではありません。

1 1. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

1 2. 衛生管理について

当事業所は、看護師等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。感染症の発生予防、蔓延を予防するために、指針、および業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げる とおり必要な措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 感染症予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 非常災害対策について

当事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げる措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 非常災害に備え定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施します。

1 4. 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 利用者とその家族、従業者からの相談窓口を置き、周知していきます。
- (6) 事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

1 5. 身体拘束等の適正化について

当該事業所は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

1 6. 重要事項の掲示について

当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの

選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加えホームページ等に掲載します。

17. 利用者の秘密保持について

- (1) 当事業所の従事者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所は、個人情報の取り扱いについて下記に定める限り、利用者および家族の代表者等から同意を頂くことによって、情報を提供することとします。

18. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所では、個人情報の利用目的及び管理について別紙に定め、個人情報の取り扱いを厳重に行っています。
- (2) 当事業所では、居宅サービス計画にそって、ご利用者へのサービスが円滑に効果的に提供されるために実施される、サービス担当者会議等、介護支援専門員とサービス事業者あるいは主治医等との連絡・調整、学習実習及び職員の学術研究において必要とされる場合、居宅サービス計画の内容について、関係する行政機関および行政から委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合に、利用者およびご家族の個人情報を使用することがあります。使用するにあたっての条件は、次のとおりです。
 - ① 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意をはらうこと。
 - ② 個人情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、記録し保管することとします。
 - ③ 学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し、同意を得た上で使用することとします。

19. 苦情申し立て窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーションこうせい	電話番号：０８８－８８５－６７１４ FAX 番号：０８８－８０２－５５３１ 責任者： 吉川 よしか 対応時間：（月～金）午前８：３０～午後５：３０ 〔但し、緊急時は時間外でも下記にご連絡下さい。〕 緊急時 TEL： ０８０－２９９２－０２０９
----------------	--

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知市介護保険相談窓口	所在地： 高知市本町５丁目１－４５ 電話番号： ０８８－８２３－９９７２ 対応時間： （月～金）午前８：３０～午後５：３０
高知県国民健康保険団体連合会	所在地： 高知市丸ノ内２丁目６－５

介護保険サービス苦情相談窓口	電話番号： ０８８－８２０－８４１０ 対応時間：（月～金）午前９：００～午後４：００
----------------	---

【説明確認欄】

令和 年 月 日

訪問看護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 高知市葛島２－５－１１
事業所名 訪問看護ステーションこうせい

説明者 _____ 印

訪問看護契約にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

（代理人）住所 _____

氏名 _____ 印